

# 令和2年度 第1回 印西市青少年問題協議会

令和3年2月1日（月）書面開催

- 1 委員名簿
  - 2 令和2年度 青少年健全育成関係事業
  - 3 令和2年度 児童生徒の安全確保についての取組
  - 4 地方青少年問題協議会法
  - 5 印西市青少年問題協議会条例
- 別紙1 印西市家庭教育学級における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応について（お願い）

# 印西市青少年問題協議会委員

平成31年 4月 1日から  
任期

令和 3年 3月31日まで

No.	氏 名	備 考
1	オオキ ヒロシ 大木 弘	関係行政機関職員 (印西市教育委員会教育長)
2	イトウ マサトシ 伊藤 正俊	関係行政機関職員 (印西警察署長)
3	サトウ ケイコ 佐藤 桂子	学識経験者 (保護司)
4	セキ トモユキ 関 智之	学識経験者 (木刈小学校校長)
5	オガワ キミコ 小川 君子	学識経験者 (女性の会)
6	サッサ カズコ 颯佐 和子	学識経験者 (青少年相談員)
7	ナカムラ トシアキ 中村 敏章	学識経験者 (子ども会育成連絡協議会)
8	セ タ マユ 瀬田 舞祐	学識経験者 (市PTA連絡協議会代表)
9	イタクラ マサナオ 板倉 正直	市 長

※但し、2番委員については、令和2年2月3日から令和3年3月31日までとする。

※但し、8番委員については、令和2年8月24日から令和3年3月31日までとする。

# 令和2年度 青少年健全育成関係事業

印西市教育委員会生涯学習課

## 1 社会教育

### (1) 地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業

開設状況 6中学校区（令和3年2月1日現在）

（船穂中学校，木刈中学校，小林中学校，西の原中学校，本埜中学校，滝野中学校）

登下校の見守り、防犯パトロール等の実施。

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえてバザーなどの事業を中止

## 2 家庭教育

### (1) 家庭教育学級の開催（各幼稚園，小中学校毎に開催）（令和3年2月1日現在）

学級数 35学級（必修（全校）27学級，学年（任意）8学級）

牧の原小、船穂中の2校は未開催

### (2) 学年家庭教育学級への助言

運営・活動計画に関する相談や助言を家庭教育指導員と担当職員で行う。

印西市家庭教育学級だより（かてきょう通信）を不定期で発行（必修学級への配布、HP上への掲載）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する留意事項をまとめ（別紙1）、感染症対策について注意喚起を行った。

オンライン講習会を実施（原山小学校 必修学級）

### (3) 家庭教育シアターフォーラム（定期開催年6回，出前開催随時）との連携

視聴覚教材を活用した講座の実施

開催数2回（残り4回及び随時開催分は参加申込なしのため、未実施）

### (4) 家庭教育学級主事会議

各幼稚園長・小中学校教頭先生を家庭教育学級主事として委嘱し，家庭教育学級を円滑に運営できるよう会議の実施

第1回 5月21日（木）開催

第2回 2月12日（金）予定

### (5) 家庭教育学級運営委員研修会

各学級の代表者を対象として，予算・学習計画・実施運営方法等について研修の実施

第1回 7月28日（火）開催

第2回 中止

### 3 青少年教育

(1) 放課後子ども教室推進事業

滝野小学校 中止

船穂小学校 中止

(2) 「こども110番の家」の設置・推進

こども110番運営委員会 中止

協力家庭数 1, 413件 (令和2年5月調査時点)

広報及び市ホームページに掲載し、周知を図った。

(3) 社会を明るくする運動青少年健全育成大会

7月 ふれあいセンターいんば 中止

(4) 大学連携事業

順天堂大学生涯学習公開講座 (酒々井町と共催) 中止

(5) 青少年問題協議会の開催

第1回 令和3年2月1日 (月) 書面開催

### 4 その他

(1) 青少年関係団体の主催事業への支援・協力

(ア) 青少年相談員連絡協議会

青少年ふれあいキャンプ 8月1日 (土) ~ 2 (日) 水郷小見川少年自然の家

印旛地区少年の日・地域のつどい大会 10月31日 (土) 富里市社会体育館

青少年長縄とび大会 1月23日 (日) 松山下公園総合体育館

上記のいずれも 中止

各小・中学校区単位による地域活動の実施

木下小学校区 エコクラブ 実施

原山中学校区 里山散策 実施

その他の地区では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を 中止

(イ) 子ども会育成連絡協議会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業 中止

来年度以降の活動に関して、協議中。

# 令和2年度 児童生徒の安全確保についての取組

印西市教育委員会指導課

## 1 安全教育の充実

- (1) 交通安全教室の実施 \*市民活動推進課 全校中止  
安全な歩行、安全な自転車走行、自転車の安全点検等
- (2) 防犯教室の実施 全校中止  
不審者対応、薬物乱用防止、インターネット・SNSの正しい利用法等
- (3) 避難訓練の実施  
地震対応、火事対応、不審者対応、ワンポイント訓練、引き渡し訓練等
- (4) SNS等ネットリテラシー授業の実施

## 2 園児児童生徒の安全確保

- (1) 防災計画・学校安全マニュアルの見直しと定期的な施設点検の実施に関する指導・助言
- (2) 防犯ブザーの貸与
- (3) 自転車用通学ヘルメットの貸与
- (4) メール配信システムの活用  
登下校時間の変更、不審者情報、学校行事等
- (5) 防災行政無線を活用した見守り活動の推進 \*防災課
- (6) 安全主任等研修会の開催 中止
- (7) 「こども110番の家」の推進 \*生涯学習課
- (8) 自然災害に対応した安全指導の充実
- (9) 理科薬品の安全管理の指導・点検
- (10) いじめ防止対策委員会の開催
- (11) 防犯カメラの設置 \*教育総務課
- (12) 虐待事案への対応 \*子育て支援課

### 3 通学路の安全確保

- (1) 登下校防犯プラン（H30.6.22 登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議）及び印西市通学路交通安全プログラム（H27.2改定）に基づいた通学路の危険箇所抽出及び改善 \*千葉県印旛土木事務所、印西警察署、市建設課、市土木管理課、市民活動推進課、市指導課、学校等
- (2) 登下校時の安全指導やパトロールの実施 \*市民活動推進課  
教職員、保護者、地域ボランティア、防犯パトロール等
- (3) 安全マップの作成・配付

### 4 学校管理下における災害共済給付

- (1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入の推奨
- (2) 災害給付手続きに関する学校への情報提供及び指導

# 地方青少年問題協議会法

発令 　　：昭和 28 年 7 月 25 日法律第 83 号

最終改正：平成 25 年 6 月 14 日号外法律第 44 号

改正内容：平成 25 年 6 月 14 日号外法律第 44 号[平成 26 年 4 月 1 日]

## （設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

## （所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

## （組織）

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

## （相互の連絡）

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

## （経費）

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

## （条例への委任）

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三二年六月一日法律第一五八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則〔昭和三三年五月一〇日法律第一四四号〕

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年三月三十一日法律第一六号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

# 印西市青少年問題協議会条例

昭和38年 9月28日 条例第12号

## 改正

平成8年3月26日 条例第69号

平成12年12月25日 条例第33号

平成26年3月20日 条例第4号

## 印西市青少年問題協議会条例

(設置)

**第1条** 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)に基づき、印西市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議する。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及び区域内にある関係行政機関諸団体に対し、意見を述べることができる。

(組織及び会議)

**第3条** 協議会は、会長及び委員10人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、任期を2年とし、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が任命する。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 会長は、会務を総理する。

6 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

9 専門委員は、学識経験がある者のうちから市長が任命する。

10 委員及び専門委員は、非常勤とする。

11 協議会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

**第4条** 協議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

**第5条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成8年3月26日条例第69号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年12月25日条例第33号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成26年3月20日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に印西市青少年問題協議会の委員（以下「委員」という。）である者は、引き続き改正後の印西市青少年問題協議会条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

## 印西市家庭教育学級における新型コロナウイルス感染症 拡大防止に関する対応について(お願い)

令和2年度の家庭教育学級については、以下の点に留意して実施してください。

### 講座前

- ・市内公共施設を利用する場合は、施設ごとの感染症予防対策に従ってください。施設に利用者名簿の様式がある場合はそちらを、無ければ別添の参加者名簿を講座当日に持参してください。  
※運営委員さんは名簿を講座実施前に参加者に配布しておいてください。
- ・講座前に集めた名簿を提出しましょう。  
※各施設の様式のものは施設職員に、別添の「家庭教育学級参加者名簿」は家庭教育学級主事(教頭先生)に提出してください。  
※教頭先生は名簿をおおむね2週間程度保管し、保管後は処分してください
- ・会場入口に消毒液を設置し、手指を消毒しましょう。  
※消毒液の購入は補助金を活用してください。
- ・開催の可否について、運営委員での判断が難しい場合は家庭教育学級主事(教頭先生)や生涯学習課までご相談ください。  
※講座を直前に中止することになった場合は、主事(教頭先生)に相談して、スクールメール等を活用して学級生に連絡をとりましょう。

### 講座中

- ・窓やドアを開けるなど、会場の換気を定期的に行いましょう。
- ・受講時の座席は、お互い2メートル(最低1メートル)間隔を空けましょう。
- ・マスクを着用しましょう。  
※熱中症予防のために外す場合は十分に間隔を空けてください。
- ・筆記用具等を共有する場合は、使用後に手洗いや消毒をしましょう。

### 講座後

- ・使用した部屋・備品等を消毒しましょう(ドアノブや机・イスなど可能な範囲で)
- ・講座終了後2週間以内に感染した場合は、速やかに学校へ報告してください。また、保健所の指示に従い、適切な行動をとるよう心掛けてください。

### その他

- ・上記の対応については作成日(8月末)時点でのものになりますので、今後の状況によっては対応が変わることがあります。
- ・その他不明な点、判断が難しいことがありましたら生涯学習課までご相談ください。

#### 【問い合わせ先】

印西市教育委員会 教育部 生涯学習課  
T E L : 0476-33-4713 (直通)  
F A X : 0476-42-0033  
E-mail : syougaku@city.inzai.chiba.jp